

岩手県告示第900号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定により、特定漁港漁場整備事業計画を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は、省略し、次のとおり縦覧に供する。

平成27年11月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

区域名	事業名	縦覧場所
太田名部地区	水産流通基盤整備事業	岩手県農林水産部漁港漁村課及び県北広域振興局水産部